

## 史料紹介

### 長崎オランダ商館舊藏日本語及び中國語文書（慶長一四一弘化二年）（その一）

「」に收録する長崎オランダ商館舊藏日本語及び中國語文書は、慶長以降平戸ついで長崎のオランダ商館に保存され、一八五二年（嘉永五）、一八六〇年（萬延元）及び一九〇九年（明治四三）の三度に亘り、日本よりオランダに送致され、ついにはヘーグのオランダ國立中央文書館（Het Algemeen Rijksarchief）の架藏に歸し、先年、日本學士院の委嘱により、そのマイクロフィルムが本所に架蔵されるに至つた長崎オランダ商館舊藏文書に含まれている、日本語及び中國語文書八六點の内、オランダ国王ウィルヘルム二世の開国勅告までの時代にかかる五五点を選び、これを年代順に排列・複刻したものである。同じ年代に由来し、右の文書と密接な関係のある三点の日本語文書が、アムステルダム東インド会社接受バタヴィア文書中に見出されたため、これを附録として併せ収録することとする。

出島文書が本國國立文書館に移される過程については「ドンケル・クルティウスのもうひとつの貢献」（『日本歴史』一八六号、一九六三年一一月）、その内、若干の日本語文書が第一次搬送分に洩れ、第二次搬送分に加えられた事情については「出島商館文書目録余録」（『日本歴史』一〇八号、一九六五年九月）、また、出島商館及び関聯日本關係文書中の日本語文書の概況については「オランダ東インド会社出島商館文書中に残存する日本語文書について」（森克己先生還暦記念論文集『对外関係と社会経済』一九六八年九月）にそれぞれ愚見を記したので、ここに詳細を述べる必要はない。

文書の性質上、蘭文の訳文もしくは説明をともなうものが少なくなが、ここでは、日本語ないし中國語文書としての本文を忠実に複刻

することに努め、蘭文は、文書の形式上逸し難いものに限って原文を採り、他は、本文の校訂上参照するにとどめた。

校訂に当つては、岩生成一教授のご指導を賜わり、原文の字体・字配りをなるべく尊重し、傍注のほかは読点を加えるにとどめた。中國語文書の句読については、太田晶二郎教授の懇切なご指導を得た。なお本稿は昭和四十四年九月の成稿にかかる。

（金井 圓）

#### 目 錄

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| 一 德川家康朱印状            | 慶長拾四年七月廿五日           |
| 二 德川秀忠朱印状            | 元和三年八月十六日            |
| 三 江戸幕府年寄本多正純等書状      | 〔元和〕三八月廿三日           |
| 四 和蘭東印度総督簽當仁半天滿訴狀    | 寛永十九年六月一日〔別本、陸月〕十九日付 |
| 五 和蘭東印度総督簽當仁半天滿訴狀    | 寛永十九年陸月二十九日          |
| 六 長崎奉行達書案            | 〔寛永廿二〕申七月朔日          |
| 七 京都町奉行牧野親成黒印過書      | 万治四丑一月十七日            |
| 八 長崎奉行達書写            | 〔寛文四〕正月五日            |
| 九 和蘭東印度総督やん・まつ いきり訴状 | ゑんほう三ねんきとの卯五月廿八日     |
| 一〇 大坂定番安部信友等黒印過書     | 元祿四末正月晦日             |
| 一一 京都町奉行小笠原長重黒印過書二通  | 元祿五申一月一日             |
| 一二 半左衛門等金子預証文        | 寛永四年亥九月十九日           |
| 一三 七左衛門等金子借用証文       | 寛永四年九月廿六日            |
| 一四 判左衛門等金子借用証文       | 寛永四年亥ノ十二月廿一日         |
| 一五 判左衛門等金子借用証文       | 寛永五年子九月廿日            |
| 一六 壱歳金子預証文           | 〔寛永六〕丑九月廿一日          |

一七

吉兵衛金子預証文 [關年] 九月 日

(以上本号)

一八

咬囁吧国義弗藍律倪璘謄書翰鈔譯

和蘭毫千柒百壹拾年陸月二十八日 [正徳元年]

四六 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 天保八年酉五月  
四七 加美丹にふまん子おきみ養女取極証文 [天保八年]

一九

交流巴敷益律書翰

[寛延三年]

四八 商館員てきすとの請書 [天保十四年]

一〇

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

四九 大工唯次郎見積書 [臨荷威庇持并戸前窓繪 弘化二年巳八月]

一一

長崎奉行申渡書

[明和二九]酉五月

五〇 大工貞次郎見積書 [書物藏戸前繪他 弘化二年巳八月]

一二

長崎奉行申渡書案二通

[明和二九]酉九月

五一 大工貞次郎見積書 [卷物入箱他 弘化二年巳九月]

一三

七種葉材注文書案

[明和三]丙戌九月

五二 稲佐悟真寺墓地修築見積書 [弘化二年九月]

一四

長崎奉行達書

[明和四]亥七月

五三 江戸幕府和文返答書案 [弘化二年九月]

一五

長崎奉行達書別紙

[明和四]亥七月

五四 江戸幕府和文返答書案 [弘化二年九月]

一六

長崎奉行申渡書

[明和四九]亥八月

五六 堀屋利兵衛等預証文 [寛永拾一年戌ノ壬七月十六日]

一七

長崎奉行達書付

[天明三年卯九月]

五六 江戸幕府老中井伊直孝等達書案 [寛永式拾年未ノ霜月七日]

一八

統轄吧國教文律然溥曉暨各奚黎勒書翰

和蘭毫千柒百七十八年四月日 [安永七年]

五七 長崎奉行達書案 [寛永式拾年申ノ七月朔日]

一九

和蘭本地公班衡上日本大王書

[關年]

五八 長崎會所証札 [天明六年午十月]

二〇

長崎會所書付

[天明三年卯九月]

五九 長崎會所証文 [天明六年午九月]

二一

長崎會所証文

[天明六年午九月]

六〇 長崎會所証札 [天明六年午十月]

二二

長崎奉行達書

[天明七年未六月]

六一 長崎奉行達書 [天明七年未八月十七日]

二三

浦賀湊漂着イギリス国船図并イギリス人図

[文政三年]

六二 長崎會所預証文 [文政五] 午十月

二四

唐人屋敷附近地所切繪図

[文政九年戌二月廿一日]

六三 小通詞末席今村邦十郎給米拂方覺書案 [文政三年]

二五

大工伊三太見積書一

外科部屋ノ内并煎茶所縫所繕、文政十一年子四月

六四 大工伊三太見積書二 ろノ蔵・花烟・牛小屋修復 文政十一年子四月

二六

大工長吉屋質請取証文

[文政十]九月廿日

六五 大工長吉屋質請取証文 [文政十]九月廿日

二七

竹谷勘右衛門金子預証文

[文政十]年丑九月

六六 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

二八

竹谷勘右衛門屋敷賣渡証文

[文政十三年寅]月

六七 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

二九

商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文

[天保八年酉五月]

六八 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

三〇

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

六九 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

三一

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

七〇 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

三二

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

七一 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

三三

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

七二 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

三四

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

七三 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

三五

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

七四 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

三六

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

七五 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

三七

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

七六 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

三八

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

七七 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

三九

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

七八 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

四〇

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

七九 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

四一

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

八〇 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

四二

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

八一 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

四三

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

八二 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

四四

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

八三 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

四五

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

八四 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

四五

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

八五 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

四六

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

八六 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

四七

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

八七 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

四八

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

八八 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

四九

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

八九 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

五〇

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

九〇 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

五一

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

九一 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

五二

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

九二 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

五三

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

九三 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

五四

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

九四 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

五五

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

九五 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

五六

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

九六 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

五七

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

九七 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

五八

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

九八 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

五九

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

九九 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

六〇

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

一〇〇 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

六一

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

一〇一 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

六二

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

一〇二 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

六三

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

一〇三 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

六四

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

一〇四 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

六五

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

一〇五 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

六六

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

一〇六 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

六七

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

一〇七 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

六八

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

一〇八 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

六九

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

一〇九 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

七〇

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

一〇一〇 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

七一

吧城放欒律喏略毛束全列上人書翰

和一千七百五十二年六月 [宝曆一年]

一〇一一 商館員ばへつと子虎吉等撫育料請取証文 [天保八年酉五月]

七二

# 一 德川家康朱印状

おらんた船日本江渡海之時、何之浦雖為著岸、不可有違ひ、向後守此旨、無  
兵儀可被往來、聊疎意有間敷い也、仍如件、

慶長拾四年七月廿五日

○朱印、印文「源家康弘忠怒」

(Jacques Groenewegen)  
ねやへトヘンヘンヒイケ

○植民地文書第一八一七号ノ内、A一番、ファイルム六九九八一一九〇一二ニ収ム、一九世紀初  
メノ商館長ヘンドリック・ドーリー・フランセス・ラーエン氏ノ諱字  
・蘭訳、岩生成一助教授ノ英文注釈、併セ存ス、

## 二 德川秀忠朱印状

阿蘭陀商舶到本邦渡海之節、縱遭風浪之難、雖令着岸日本国裡孰地、聊以不可

有相違者也、  
元和三年八月十六日

○朱印、印文「源秀弘忠」

(Hendrik Brouwer)  
はんれいか・ほるわる

○植民地文書第一八一七号ノ内、ファイルム六九九八一一九〇一二ニ収ム、一九三一年  
八月N・H・ラーエン氏ノ諱字・蘭訳、併セ存ス、

## 三 江戸幕府年寄本多正純等書状

尚以、京・堺商人も、其地へ可罷下ひ間、相對次第商賣いたしハ様  
ニ尤ハ、以上、

急度申入ひ、仍おらんた舟、於平戸ニ、前々之とく、かひたん次第ニ商賣いた  
しひ様ニ、可被成ひ、不及申ニハ共、伴天連之法ひろめさる様ニ、かたく可  
被仰付ひ、恐々謹言、  
八月廿三日 (元和三年六月十七)

士井大炊助  
(花押)

利勝  
(花押)

安藤對馬守  
重信(御判) (花押)

板倉伊賀守  
勝重(御判) (花押)

本多上野介  
正純(御判) (花押)

松浦肥前守殿  
(隆信)

人々御中

○植民地文書第一八一九号ノ内、A一番、ファイルム六九九八一一九〇一二ニ収ム、写  
通井ニ一七一三年商館長ふあん・ほーるん N. J. Van Hoorn ノ蘭文附紙アリ、写ニヨツ  
テ校合、傍注ス、本文書、年次ヲ闕クモ、一六一七年、我ガ元和三年ナルコト明カナリ、

## 四 和蘭東印度總督案當仁半天滿

以上

天下國家之政事為直、「(各不)能御寸隙ト奉察、「(殊恐)多故以、終今迄不擗書

札處、近年不被思寄儀共依致出來、不看憚事、奉一書也、

一 今度おらんたかひたん

御江戸へ指上申之条、萬端被加御不便奉頼事、惣別日本ノ

御意被仰出旨、聊相違無御座故、拙者或(式)迄添本望ニ奉存處、去年ニ今年ハ  
相替りおらんた人ニ作ル

替り、おらんた致迷惑事のみ有御座之間、恐多雖

言上

御上様江可然様御取成、御披露、被加御慈悲、古昔三十八ヶ年如以來被仰  
付奉頼、其子細ハ、いつれも幾久御奉公申上度念望不淺、如此奉

付上、平出セズ

一於平戸おらんた家之儀、最前平戸家老衆へうかゝい申、作事し仕ハ子細ハ  
過分ノ代物ヲ召置故、火事彼是用心ノため、然所ニおらんたノ家御こぼち被  
成事、拙者(或)不能分別、其故ハ、平戸家老衆へ右尋申たる御事ニ有御座ノ間  
如何、拙者奉察所(所)ニ作ル(Rama) Doy  
思寄事出來、無其紛候、おらんたノ儀むかしヨリ聊も背御意不申故、此三

(徳川家康) 権現様ヨリ添  
御朱印ヲ頂戴申上ひ、  
平出セズ(ラナシ)

一先年大坂落去ノ時、又今度有馬・天草ノ謀叛人(イ、羅)はつはノ下知ニ  
したかふ者共退出ノ時も、おらんた事、御譜代ノ寄衆同前ニ、くろ舟ニて龍  
越、拋身命、御奉公申上度念望不淺事、

一各御江戸御奉行衆中へ訴訟申上所願ハ、御取成を以、拙者おらんた人ニ被加  
御不便(イ、昔) 権現様御時ノとく被仰付、添奉存事、為其去年態黒舟臺灣船申  
De Zeijer

一おらんたかひたん羅(イ、羅)めると申者、去年御江戸へ籠下ハ時、(酒井忠勝、大老) (松平  
一信綱老中) 同部忠秋老中、豆守殿(イ、豊後守) 今御老人ノ御名ヲハ不存、又筑井上政重大目付  
崎ノ奉行三郎左衛門尉殿、又内匠正殿者、高座ニ御成被成、かひたん羅め  
る被仰渡ハするハ、色ミ進物共指上所御満足被思食上由、然者おらんた人  
ノ儀、至日本商賣之事、聊女ニ不被思食上之間、万事心安奉存ハと、堅  
被仰出ハ、其次おらんたくろ舟ノ儀、長崎ヘ罷越ハノ由、被仰出ハ之  
条、則畏奉存種ミ至造佐、長崎ヘ罷移ハ、

一おらんた人於長崎殊外致迷惑事のみ有御座由、かひたん羅める併拙者家老之  
者共、具申聞ハ條、御江戸御奉行衆中として被加御不便、向後左様ニも無御  
座やうニ被仰付奉願事、

一為御意、おらんたノ儀、於長崎、右南蠻人被召置たるつき鳴ニ罷居ハヘノ  
由、被仰付ハ間、則彼つき鳴ニ居申ハ處、日本人ノ出入、又日本人衆ニ  
言葉ノカわしも不罷成様、御法度仰付、結局、取前南蠻人被召置たるより  
も綱敷御禁被成ハヘ、おらんた人ノ儀、背御意たるやうニ有御座事、無

一面目奉存ハ、次ニ、つき鳴ノやちん老ヶ年ニ丁銀五拾五貫目取被成ハ、  
一長崎つき鳴、同くろ舟ニおぬて、我ミ宗門ノつとめ、御法度被成事(行事)  
一日本ニておらんた相果ハ時、其死(齶ラ)海底ニ御しつめ被成事(行事)  
一おらんたくろ舟、長崎ヘ參着申ハヘ、石火や・玉薬・諸武具共ニ御取、御蔵  
ニめし入られ、又棍をも御取被成、出舟ノ時漸ミ被召返事、

一於長崎、おらんたくろ舟ノ荷物おろし申時、長崎奉行所ヨリめしつけられた  
る番衆、おらんた人ヲ打敵、偏畜生ノと被成事、然者、跡先不存水主ども、  
若不致堪忍時者、却而迷惑ノ至ニ奉存事、

一とろんへいたと申ひて、おらんた人ノ吹笛御座ハするをも、御ふかせ不被  
成事、具ニ承届ハ者、古(イ、たるかと奉存候)

一權現様之旨ニハ致相違御事、

一おらんた人日本へ為商賣罷渡ハ處、万事迷惑仕る儀のみ、其上商ニ過分ノ致  
損ハヘバ、重而商賣も罷成しまいか、

一右令

一言上とく、何篇ニ付、おらんた迷惑申上、就中商賣ニ損仕ハするやうニ  
被仰付ハ儀、拙者おらんたヲハ不存、又筑井上政重大目付  
や、多年ノ間、何そ毛頭背御意たる事無之、又、おらんた人ハ、日本御  
譜代ノ被官同前ニ御奉公司申上と奉存事、然者、拙者おらんた人ニ女在有之  
共被思食上ハヤと、疑申御事ハ、又從此方御いとま申請、重而日本ノ不  
致通路様ニも、被思召上候や、

一羅うまノはつはノ下知ニしたかふ日本人、若御国ニ御座ハて、おらんた致  
讓言、かやうニ有御座か共奉察ハ、古今不背、御意、おらんた方(イ、様子)ハ  
る儀、御承引無之事、不及是非、將おらんた宗門ノやうハ、拙らうまノは  
つはノ下知ニしたかふ南蠻人宗旨ノ儀、從前前具致、言上之条、定而可被聞  
食上事、又、南蠻人日本へ御敵ヲ企るしたこゝろ無其紛、各能御存知故、御  
國ヲ御拂被成ハ、就中南蠻人偽り表裏ノ者たる儀も、拙者おらんた方(イ、様子)致  
言上たる御事ハ、忠あるおらんた、不忠ニ罷成儀、難筆紙盡ハ、又理非ヲ  
不被聞食分御事、日本ノ御外聞もいかへ、おらんた人日本へ通路、凡四十  
ヶ年ニ及申事、

一古昔ヨリおらんた事、  
一御意ニ泄る儀、聊無御座、萬事謹而畏奉存、御譜代ノ被官ニテ御座ハ、其  
上今迄日本人壹人ニても、おらんたノ宗旨ニすゝめ申たる事無御座通、人ニ  
御存知ノ前ニハ條、各御江戸御奉行衆中として、可然様ニ御取成、御披露奉  
頼候、然者、いつれ、依子細おらんた致迷惑事のみ、又棍をも御取被成、商賣ニ損仕ハす

るやうニハ被仰付ひや、有躰不残被仰下奉頬候、然ハ、左様ニ御座ひ。

一拙者致言上所ノ正直ハ明白無其紛レ、おらんたノ儀、日本ニ對し女在有之  
御意ニ入たるとく、萬事申付度ヒ、其子細ヲ不被仰下レハ、弥以迷惑ニ  
奉候。

一拙者致言上所ノ正直ハ明白無其紛レ、おらんたノ儀、日本ニ對し女在有之  
など被思食レハ、必渡海(イ)間敷)か、又誰ニよらず無科おらんたヲ  
謙言申たる人ハ、いか様天命逃ましくい、若拙者おらんたニ被加御不便ヒハ  
、万事むかしノとく奉希事。

一非道ヲ企る宗門、御国ニ御座レハ、其者共ヲ不殘御拂、女在無其正直ニ  
テ、商売ヲ專用ニ仕るものヲ、御国ニ被召置奉頬事、然者何ニよらず御用方ニ  
ノ物ヲ、いか様方ニ國ミへ致才覚、求指上申度念望不淺事、  
一南蠻人ノ儀、從吳国日本へ致通路程ノ國ニ手つかい仕、日本ニ残るきりし  
たん共ノすゝめ申い条、吳国ノ舟、一切日本へ御入レハぬやうニ可然か、  
かやうニ致言上事、南蠻人國ミへ才覺仕る書状、此方拙者手前ニひかゑ召  
置レ故、如此致言上候、三天國ノ舟、日本へ不致通路レハ、羅うまノはつ  
はノ下知ニしたかふきりしたん共、必絶可申か、扱又、日本ノきりしたんノ  
儀、はつはノ教ニよく思ひつきたると奉存知レ、誠拙者おらんた、心中聊女  
在無之通、具ニ懸御日ニ申之条能ニ御分別ノ前ニ御座レ、被仰付奉頬候、  
おらんたノ儀、かぶ・で・いすべらんさと申国ヨリ東いんでやにおるて、方  
々國ミへ致商売事、おらんた國屋形ノ下知ヲ以ノ儀ニ御座レ、其故ハ、おら  
んたノ國ニ幾千ノ貧人共御座レハ、其貧人ノはこくみヲいたすため、如  
ニ御座レ、此中、日本ニテ商ノ賣損、扱又於平戸おらんたノ家御こぼち被成  
たるヲ以ノ損、彼是之儀ニ有御座ノ間、各御江戸御奉行衆中として御取成、  
被加御不便、長崎ニておらんたノ居所少被下レへか奉し、若左様ノ儀不罷成レ  
ハ、長崎つき嶋ノやちん、五拾五貫目ノ奉蒙御赦免度御事ニ、自然永代  
ノ御赦免いかゝニ被思食、上平出セざる、いか様共

御意次平出セざる、将又此屋ちん五拾五貫目ノ訴訟申上事、日本之ニ  
御上様ヨリ、おらんたノ國ノ貧人共へ御慈悲不可勝計、也。

一日本ニテおらんた人相果たる時ノ為ニ御座レ条、死かいノ置所少、訴訟申上

度ヒ、其故者、御國ヲ頬ミ龍渡り、死観ヲ海底ニしつめ申事、余り残多奉存  
事、故ハ、寂前平戸ニテも死観ノ置所ヲ申請レ、其上何国ニても死観ヲ海底  
ニしつめ申たる例無御座レハ、四方ノ風聞、無面目次第に、就中、以下

ノ者くちノさかなき御事ニレハ、水主共国々へ龍渡り、日本ノ御仕置か  
やうなる稀代ノ事など申レハ、いかく、

一おらんたくろ舟日本へ参着ノ時、追付舟中御あらため、其上、番を御付被成  
御意と被仰出たるうハ、ともかくも謹異奉存事、  
一各御江戸御奉行衆中として被加御不便、向後於日本おらんた人ヲ打たゝきな  
と不仕様ニ、扱又、おらんたくろ舟より長崎町ノ通路、諸商人つき嶋へ出  
入、いつれも心安、以前ニ相違無御座様、被仰付奉頬候、又くろ舟参着ノ

時、石火や・玉薬、其外諸武具預り被成段聊不苦儀ニ御座レ、乍去、拙者  
ノ儀御譜代ノ被官同ニ被思食上平出セざる、悉奉存レ、其故ハ、拋身命御奉公申上度念望ニ御座レ、左様ニ  
者、石火や・諸武具不及被成御預か、將又、拙者くろ舟ニ諸武具不足なる  
由、おらんたノ敵国ニ傳聞レハ、必此者共罷出、拙者くろ舟ニ火ヲかかる  
か或ハ邪魔ヲ可仕と令察レ条、各御奉行衆中として可然様ニ奉頬候、扱又御  
國ノ御面目もいかく、

一おらんたくろ舟帰國ノ事、九月廿日限ノ由、畏奉存レ、然れ共、為商賣致渡  
海くろ舟ニてレ条、願ハ、いつニよらず仕舞次第ニ致帰國ニ様ニ、被仰付  
奉頬事、  
一訴訟申上事、我ミ一人つゝニあたる後生ノつとめノ儀、むかしニ不相替つと  
め申候様ニ、左レハ、くろ舟陸共ニ御赦免奉頬レ、故ハ  
御上様御延命長久ノ祈、又ハ某くろ舟無事ノためニ御座レ条、申上事ニ  
い、其上、日本人衆一人ニても、おらんたノ宗旨ニすゝめ申たる儀、古昔よ  
前ヨリ、御赦免蒙リ度奉存レ、其子細ハ、去年日本ヨリ帰國ノ時、くろ船式艘破損并  
御赦免蒙リ度奉存レ、其子細ハ、去年日本ヨリ帰國ノ時、くろ船式艘破損并

おらんた人数多相果申事、偏我ミニあたる所ノつとめ不仕故、天命かと奉

存ひ、二艘ノ舟ニテ損銀(イ、凡)およそ三千貫目程、此式(イ、舟)船破損故、致迷惑おらん

た人數多有御座(イ、有之)御事(イ、之)、おらんた儀、何國(イ、之)麗渡り(イ、之)ても、我(ミ)老人つゝ

ニあたる所ノつとめハ、おこたる事なく(イ、之)問、各御江戸御奉行衆中として被

加御不便、御赦免奉願候、

一拙者幾度も如令(イ、之)言上(イ、之)、おらんたノ儀、日本ニ對し毛頭女在不仕處、種々致迷惑様ニ被仰付事、古昔日本ノ御仕置之外、憲法順道茂致相違かと奉存

い問、願ハ古

權現様 御朱印之趣被(イ、關字セズ)仰付奉願事、然ハ(イ、考)南蠻人(イ、之)はにや人ニよら

す、日本 御上様ヨリ、拙者おらんたニ被仰付ハ、委細謹畏、何國ニて

も罷出、御奉公可申上候、左ハ、天道ノ御力茂可被下か、

一右ノ趣、いかやうニ被思食上(イ、之)通、各御奉行衆として御教書ヲ被下、直ニ

一萬事聊(イ、之)儀も不背(イ、平出ス)御意(イ、之)、拙者おらんた人、必御國ヲ罷出だるも

言上候、將亦、日本(副付)わづふノ売ね、白糸百斤ニ付、丁銀式(イ、武拾七匁ニテ)、存ひ、二艘ノ舟ニテ損銀(イ、凡)およそ三千貫目程、此式(イ、舟)船破損故、致迷惑おらん

た人數多有御座(イ、有之)御事(イ、之)、おらんた儀、何國(イ、之)麗渡り(イ、之)ても、我(ミ)老人つゝ

ニあたる所ノつとめハ、おこたる事なく(イ、之)問、各御江戸御奉行衆中として被

加御不便、御赦免奉願候、

一拙者幾度も如令(イ、之)言上(イ、之)、おらんたノ儀、日本ニ對し毛頭女在不仕處、種々致迷惑様ニ被仰付事、古昔日本ノ御仕置之外、憲法順道茂致相違かと奉存

い問、願ハ古

權現様 御朱印之趣被(イ、關字セズ)仰付奉願事、然ハ(イ、考)南蠻人(イ、之)はにや人ニよら

す、日本 御上様ヨリ、拙者おらんたニ被仰付ハ、委細謹畏、何國ニて

も罷出、御奉公可申上候、左ハ、天道ノ御力茂可被下か、

一右ノ趣、いかやうニ被思食上(イ、之)通、各御奉行衆として御教書ヲ被下、直ニ

一萬事聊(イ、之)儀も不背(イ、平出ス)御意(イ、之)、拙者おらんた人、必御國ヲ罷出だるも

一縱拙者おらんた人、御いとま申請、致帰國(イ、之)共、聊之捧物を以、使者老人指

上申度心中ニ御座(イ、之)、かやうに致 言上事(イ、之)古

一權現様 御朱印之旨(イ、之)被仰付、日本ノ通路幾久御奉公申上度故、種々令致訴訟候、

一御意(イ、之)不入御意(イ、之)度事、其子細ハ、物別從大明國日本ノ通路調敷法度故、大明

若御意(イ、之)不入於被召返(イ、之)、各御江戸御奉行衆中として、被思食上所ノ御

内意、不殘被仰下、偏奉願候、

一大明國ヨリ為商壳、毎年日本へ舟共數多罷渡(イ、之)通、大明國ノ奉行共具ニ承

届、殊外致腹立(イ、之)由、其子細ハ、物別從大明國ヨリ(イ、之)日本ノ通路調敷法度故、大明

國奉行共ヨリ拙者へ申來り(イ、之)するハ、何國ニよらず、於海上唐人舟(イ、之)行あ

いハ、荷物、人共ニ取れ(イ、之)由ニ御座(イ、之)矣、先以致

一萬事聊(イ、之)儀も不背(イ、平出セズ)御意(イ、之)、拙者おらんた人、聊も女在ニ被思食上間敷事、憲法を以

申付ル所ノ曲事(イ、之)、惡敷やうニ申なしけハ、國々ノ屋形ハ皆、惡益人たる

へきか(イ、之)と奉存(イ、之)、

一從前令(イ、之)言上(イ、之)、いすはにやとほるとかる、此兩國ノ儀、おらんたノ

ため齋賛有之、敵にて、然所ニ、近年おらんたノ國、又ふらんさと申國(イ、之)、

兩國一味ニ罷成、いすはにや人と稠敷軍仕い處、いすはにや人かけ負申(イ、之)、

然者、ほるとかると申ハ、南蠻人ノ國にてするヲ、六十ヶ年以來、いすは

にヤヨリ無理ニ致守護候子細ハ、ほるとかるノ屋形、以前被相果、讓位、譲

國ノ子共無之也、然所ニ、今度いすはにや人負軍ノ様子、ほるとかる南蠻人

共承及、いすはにやラ背キ、古昔ほるとかる屋形ノ子孫唐人有之ヲ、則ばる  
とかるノ守護ニそなえひへ共、ほるとかる一國ノ力にてハ不罷成故、おらん  
たノ国、ふらんざと申國、あうろうばと中國ミヘ、ほるとかるヨリ使者ヲ指遣  
し、偏頗ム由ニテ、合力勢ヲ被申請い處、何国ヨリモ被致加勢ひ、然者、お  
らんたノ国よりも、馬・陸武者共ニ式千騎、黒舟式十艘被指遣い、其時ノ約  
束ニ、いにしへノ主君ヲとり立るニよつて致加勢、其上なかなをりひ、乍  
去、十ヶ年ノ限ニテ、十ヶ年過ひハ、又むかし之とく、可為敵味方苦、  
左ひへは、おらんたノ国、ふらんざノ国、扱ほるとかるノ国、両三国一味仕  
り、いすはにやを賣申之由、此趣、從余國被食上ひハ、拙者おらんた  
人ヲ偽りものと可被思食上之条、速ニ無残所令

言上候、誠案ノ外儀ニ御座ひへ共、

世界之御事には、拙者致推量ひする

ハ、定而爰元も、おらんたノ国可同前と、察申上ひ、併南蠻人とおらんた、  
なかなをりひても、心中聊替儀無御座、日本ヘノ御奉公ハ、むかしニ致相違

(ましめ御事ニ)、將亦、いすはにや人と南蠻人、敵味方ニ罷成ひとても、此  
ましめ御事ニ、將亦、いすはにや人と南蠻人、敵味方ニ罷成ひとても、此  
両國ノ共ヲ、日本ヘ二度被食寄事、いかニ奉存ひ、其故ハ、彼両國ノ  
偽表裏ノ事、各能御存知ノ前ニ御座ひ、然者、拙者領知之國ヘ一城  
ヲ構たる程ノ所ニ、南蠻人一人も出入仕らせ不申ひ、又南蠻人・おらんた、  
なかなをり申たるとても、國ミノ邪魔ニ罷成儀、聊無御座事、拙者心中不残  
有駄致

右数ヶ条訴訟上事、若  
御公儀ヘハ、また御存知無之かと、少々疑も依有御座、具ニ令  
言上候、此趣、各御江戸御奉行様中として、可然様ニ御取成、御披露被  
成、被加御不便、いにしへ古 様現様

御朱印之旨、不致還様ニ、偏奉頗候、就中、おらんたノ儀、御譜代ノ被  
官と被思食上、彌以添本望ニ奉存候、誠恐誠惶謹言、  
(Antonio van Diemen, Gouverneur-General)  
おらんた、せね羅る案當仁

寛永十九年

六月一日

半天滿印(蠶印)

進上

御江戸御奉様中

御小性衆中御披露

○植民地文書第一一八一八号ノ内A3番、ファイルム六九九八一一八九一一六ニ取ム、陸月一  
十九日付同文正副西通、植民地文書第一一八一九号ノ内A3番、ファイルム六九九八一一九〇  
一一ニ取ム、正文ヘ蠶印アリ、副本ハ判トノミ記ス、今正文ヲ以テ本号ト校合、傍注ス、

五 和蘭東印度総督案当仁半天滿

○あんでーいめん 訴状

追而申上候、御江戸 御奉行様中へ指上申書札之写、則御手前様へ進上申  
条、よく御座成、拙者おらんた人ニ被加御不便やうニ、御取成奉

頗候、為念御座乍聞、如此ニ 以上

未雖申通ひ一書令啓上ひ、日本天下國家御安穩ニ有御座由、幾久拙者或迄

一大慶不殘奉存候、

一先年かひたんからん帰國之時、某へ申聞ひする者、日本之様子殊外六ヶ敷罷

成ひ通具物語仕い、作成其後、我未迷惑之段、難筆紙尽ひ、然所ニ牧野内匠正

様、筑後守様、末次平賀殿などへ、以書状申上ひへ共、終御返事不被下事、

無心元奉存ひ、將亦今度かひたん羅める申いする哉、日本ノ儀、去年ニ今年

ハ稠敷、昨日ニ今日ハ猶六ヶ敷罷成ひ由申ひ条、萬事おほつかなく聞、恐

多御座ひへ共、今度御江戸

御奉行様中へ、捧一書申上ひ、近比御手前様御太儀ニ奉存ひへ共、罷被指上

奉頗ひ、就中訴訟申上ル事共、最前ニ相違無御座やうニ被加御不便奉頗事、

一為御意おらんた之儀、長崎へ罷移ひ条、不致迷惑様ニ萬事仰付被下ハ

、別而可為御恩ひ、然者拙者おらんたノ儀、御公儀江戸にかやうニ被思

食上ひ哉、願ハ、御内意ニテ具ニ被仰下ハかし、偏奉頗ひ、其故ハ、拙者お

らんた、至日本商売之儀、若不入ものとも被思食上ひハ、委細畏、とも  
かくも

御意次第二可仕ひ、願者、むかしニ不相替、日本へ致通路、幾久、御上様ヲ

拝シ申上度念望ニ御座候、將亦商売ニ利徳も無御座、過分ノ損仕る事のみ、

(イ) (Jacatra)  
「こやぶだのヨリ」

扱おられた人致迷惑儀、事々多いへ者、以来ノ商売いかゝ、

一御手前様之御取成ヲ以、今度拙者致  
言上所ノ 御返書ヲ拝領申上ひやうニ、  
就中、拙者おらんたノ儀、御引廻被成  
御公儀ヨリ被加御不便  
いにしへノ  
とく被仰下ひやうニ、奉頼ひ、左様ニハヽ、御手前様之御恩悉次第不浅奉  
存知事、若又相應之御用オイハヽ、いかさま御馳走可申上候、少分ニ御座ひ  
ヘ共、

一伽羅百五拾日 但木毫ッ

一(Persia)

一へるしや金綱毫端

一珊瑚珠十式、秤目武十目ニ不足

一羅(副本、きこ作ル)

一べいざるノ石式ツ(臍數)  
(pedra bezoar 解毒剤ナリ)

一遠目かね式ツ(はこしらへ見苦ト)

一羅字ノ国しや香式百三十七匁  
(そかす井三)

一今度はしめて申通ル書中之驗迄ニ致進上所、萬端難筆紙靈候、恐惶謹言、

寛永十九年

陸月二十九日

おらんたせねらる安當仁

半天滿○(蠟印)

(Jacatra)

しゃかたりヨリ

進上

長崎政所様

○植民地文書第一一八一八号ノ内A2番、ファイルム六九九八一一八九一一五ニ收ム、正副両

通ヲ取ス、A・Bノ印アリ、今A本ヲ底本トシ、B本ヲ以テ校合傍注ス、右圖通ニ添ヘル札紙

ハ、臍文ニ從ヘバA10番ノモノナルコト明ナリ、日付ハ新曆一六四一年七月二十五日ニ當ル、

六 長崎奉行達書案

一覺 (Persia)

一おらんた人之内に、ほづは下知にしたかふきりしたん宗門之もの在之由、去

年筑前にて捕ひ南蠻伴天連共、於江戸申上ひ事、

一かほうちやにておらんた人の内より、しのひいて伴天連かたへこひさんニ參

ひ由、申上ひ事、

一伴天連共俗人になりて、おらんたに奉公仕、長崎へ可參と内々談合仕ハ

由、申出ひ事、

右之通申上ひ間、おらんた人と南蠻人中悪ニ付、にくみひて申かど、色々  
御穿鑿被成ヒ共、少しも偽無之旨、重々申ひ、左様ニハヽ、おらんた人  
之内、日本渡海仕ひもの共、能々吟味仕可申付ヒ、若如此之儀、以來しれ  
申ハヽ、かひたん不届ニ可被思召ひ間、能々念入、かたく申付、右之

宗門之もの於在之者、速言上可仕ヒ、以上、

(寛永廿一、一六四四)

申七月朔日

○植民地文書第一一八一八号ノ内A4番、ファイルム六九九八一一八九一一五ニ收ム、本文書  
年次ヲ闕クモ、端裏ニ Augustij a.s. 1644 云々トアリ、我が寛永廿一年、即チ正保元年ニ当  
ル、別ノ案文植民地文書第一〇五九号あるむするだむ東いんど会社接ばたびあ文書中ニア  
リ、附錄二号ニ收ム、

七 京都町奉行牧野親成黒印過書  
(Hendrick Indijk, opperhoofd)

阿蘭陀江戸へ為御禮籠下ヒ間、船川渡之所ニ無滞様ニ肝煎可申ヒ、自然用所  
も於有之者、馳走可申者也、

(二六六一)  
万治四丑

二月十七日

(牧野佐渡守親成、京都町奉行)

牧 佐渡守印文(親成)

年寄

船川渡之所

年寄

肝煎

覚

○植民地文書第一一八一八号ノ内B12番、ファイルム六九九八一一八九一一五ニ收ム

此度女鳴之内ニ而唐船打沈ハ段、不届千万之儀ハ、急度可被仰付ヒ共、高

砂ヲ森官ニ被攻捕、其意趣と存、(方治四年五月廿四日注進)

四年以前丑ノ六月、長崎奉行迄書付を以訴訟

仕ハ段被聞召、届ヒ間、此度者御赦免被成ヒ、向後日本へ渡海之船、縱遠所ニ

而參会ヒ共、於致手指者、曲事ニ可被仰付候間、存其旨、本國江戸可申遣由、

可申渡ヒ、右之通ニヒ間、阿蘭陀人、當春者、先如例年為御禮可寵越ヒ、於江

戸、弥可被仰付由ニヒ間、左様ニ可相心得ヒ、已上、

(寬文四、一六六四)

右之通、高木作左衛門様、出島へ与兵衛様御使者ニ被成、御出被成。以上。

○権民地文書第一一八一八号ノ内B14番、ファイルム六九九八一一一九八二一五二收々、礼紙ニ  
蘭文ニテ日付ヲ閣クタルモ、鄭成功一件ノ記事アルニヨリ、一六六四年我ガ寛文四年、商館  
長ういるれむ・ふおるへる Willem Volger 二宛テタルゼノナルコト疑ヒナシ。

九  
利蘭東印度總督やん・ま(一)い(けり)  
あとざ(い)ける 訴状

そ  
じ  
や  
う

かたしやうかく（東照権現様）（徳川家康）（記名）（西郷）  
とう（義）（國）（仁）（入の）（さゆの）（きめいをちやう）（見）（外）（年）（せしめたてまつり）（おらん）  
(阿蘭陀)

たぎ日本こくへいて入しやうばいいたす事、およそ七十(四十)ねんの内ほかにも御  
（座）  
さあるか、此とし月、おらんだぎ、いさかのかけいたも御さなく、代ミの  
上様（威光慈悲）  
御うへさまの御いくわう御しひをかうむりたて（まつり、まつり、かなくしやうばい  
住（奉行様）  
つかまつり、御ふきやうさまなどよりも、べして御ふびんをくわへられ、日  
本のあき人も、おらんだも、ほんまうのあきないをいたしげに（處）ころに、此三  
年（本黒商相連）  
つかまつり、ねうちのしやうはい（表元）  
ニ、おらんだこん（年）は年（年）や、くわぶんのそんいたしげニつき、こゝもと人ニよ  
つて申（年）はる（代益）  
つて申（年）はる（代益）するは、まいねんくわぶんのしろ物をさしつかはしゆ（故）ゆへ、しやう  
はい（年）ば（名）分（別）へ（年）（然）ゆ（イ）やうにと、われ  
はい（年）にそんいたしげちう、おのく（去年）ふん（去年）へつしかるへきと申（年）へと、われ  
我々（承引）  
くせうあんいたさす、そのゆへへ、きよねんこそしやうばいのうりそんく  
わふんにいするとも、こんねんはいかさまりじゆんもこれあるべきとそんじ  
いところに、おもひのほか、又づぐとしもくわぶんのそんいたしげへば、れ  
科箇（及）

すゝめ  
（明鑑）  
みやうばん  
（木綿）  
いろ／もめんのたくい、又へちのしろもの共、さしわたし申さすひ、  
一此三か年のとくなる（押買）、おしゃかいのしやうばいニ御ざひへ、いらいくわづん  
のしろものともさしわたし申事、いかゞにそんしたてまつりひ、そのゆへ  
（類）  
みつかね  
（水銀）  
じやかう  
（蔚香）  
きんちやくかわ  
（差渡）

右の(趣)おもぎ、おらんたこんはにやを 御両まんところさま御(びん)にお思食(おも)い(おも)、(日向)へ三(日向)へ(日向)い(日向)。

(題) 右の「おもむき」、おらんたこんはにやを 御西まんところさま御ぶびんにお  
思食(ほしめし) 三十か年いせんのとくしやうばい、又おらんたへつうじ(イとものあ  
当様(とうがた))たりさま、又以下の物・ひやうとものぬすみの事おほせつけられ、かたしけ  
なくそんじたまつりい、もしいかゝるおほせしあげられはへ、御えと  
御家老さま中へ、おほせながら御ひらうなされ、御あれれんをかうむり  
たてまつりたくい、しづぜん日本らおらんたにおいてなにそおほせつけら  
る(へぎ)とも御さへへ、一めいにかけ御はうから申あくへぎねんまうに御  
さい、せいきやうくわうつへしんで申、  
(説) (イ、年号ナシ、一六七五)  
(參) (イ、年号ナシ、一六七五)  
おらんた(イ、だ) いべうどるる・せねらる  
(Gouverneur-Général)

五月廿八日

四〇六

(母) (蠶盤) (皿端) Joan Maetsuikerk

(血鑑)

やん・まつ・い・け・り

しん上  
(長崎)  
なつかさき御兩まんといろさま

○植民地文書第一一八一九号ノ内A10番、ファイルム六九九八一一九〇一二三取々、料紙ニ木版地文アリ、副本併セ存シ、本文ト差出書トノ間、余白アリ、コノ副本ヲ以テ校合、傍注ス。

阿蘭陀人、為御札江戸江龍下い間、路次中、船川渡之所々無滞様可肝煎ハラシレ、自然用等於有之者、可馳走者也、  
(Cornelis van Outshoorn, upperhoofd)  
元禄五申

（小笠原佐渡守長重、京都町奉行）  
佐渡印（印文、長重）

二月一日

## 一〇 大坂定番安部信友等黒印過書

（Hendrick van Buitenhem, oberhoofd）  
阿蘭陀國之かひたん、為御禮江戸江龍下い間、人足百老人、馬數四拾疋、御定之通賃銀を取、宿次可相立ハサヒ、松平因幡守在江戸付、如此ハシタ、自然水出ハナツい刻、

川之近所舟渡之所ニ而無滞様、肝煎可申者也、  
(小田切土佐守直利、大坂東町奉行)

元禄四未申

正月晦日

(遠山主殿頭政充、土佐サト佐サト印文「直利」  
大坂定番)

主殿印文「政充」

摂津印文「信友」

一金小判百五拾兩  
右之金子慥ニ預リ申所実正也、何時成共、御用次等無相違相渡可申ハサヒ、為其一筆如此御座ハサヒ以上、

亥九月十九日  
實永四年

ぼん殿

庄兵衛印  
半左衛門印

一金小判武百兩者定、

右之金子、慥ニ預リ申所実正也、来月廿六日切ニ、無相違相渡し可申ハサヒ、若一日ニ而も延引仕ハハハ、右之武百兩ニ武拾両併、相渡し可申ハサヒ、為其一筆如御定可取之者也、

元禄五申  
(Cornelis van Outshoorn, oberhoofd)  
阿蘭陀人、為御禮江戸江龍下い間、路次中、人馬無滞可出之、日傭駄賃錢等者如御定可取之者也、

（小笠原佐渡守長重、京都町奉行）  
佐渡印（印文「長重」）

二月二日

從京都江戸迄  
道中

年寄

肝煎

寶永四年

九月廿六日

庄兵衛印  
半左衛門印

